

## 訪問看護ステーションぽかぽか 運営規程（医療保険）

### （事業の目的）

第1条 この規程は医療法人好寿会が設置する訪問看護ステーションぽかぽか（以下「事業所」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、事業所の円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

- 第2条 事業所は、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。
- 2 事業所は、指定訪問看護に当たって、利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、その療養生活を支援するとともに、心身機能の維持回復を図るものとする。利用者の生活機能の維持又は向上を目指すために、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。
  - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定訪問看護の提供に努めるものとする。
  - 4 事業の運営にあたって、必要なときに必要な指定訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。
  - 5 事業所は事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### （事業の名称及び所在地）

第3条 指定訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1）名称：訪問看護ステーションぽかぽか
- （2）所在地：大阪府堺市美原区今井 380 番地

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、健康保険法と関連法に定める基準の範囲内において適宜職員を増減することができる。

- （1）管理者：看護師 1 人（常勤職員・訪問看護師と兼務）

管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている訪問看護の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- （2）看護職員：看護師 19 人（常勤職員 17 名、非常勤職員 2 名）

看護職員は、主治医の指示により訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護にあたる。

(3) 事務職員：3名

必要時事務処理を行なう

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで（ただし、祝日、12月31日から1月3日を除く）
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 事業所は、この事業の運営を行うにあたっては、主治医が事業所に交付した訪問看護指示書（以下「指示書」という。）により、訪問看護計画書を作成し、それに基づく適切な訪問看護を実施する。

- 2 事業所は、指定訪問看護を提供するにあたっては、事業所の看護師等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(指定訪問看護の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 床ずれの予防・処置
- (5) 認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 事業所は、基本利用料として健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- 2 事業所は、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、下記金額を利用者から受けるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

事業所から片道20キロメートル未満 なし

事業所から片道20キロメートル以上 10キロメートルごとに100円

- (2) 緊急時にタクシーを利用した場合 その実費額
- (3) 営業日以外に訪問看護を行った場合 5000円

(4) 90 分を超える訪問看護を行った場合 30 分につき 2500 円

(5) 訪問時に不在だった場合のキャンセル料 500 円

(通常の事業の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、堺市全域、大阪市全域、八尾市、松原市、羽曳野市、藤井寺市の区域とする。ただし、これ以外は相談に応じる。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切に処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(衛生管理等)

第 11 条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うと共に、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1 責任者の選定（責任者 鹿岡友里）

2 虐待を防止するための従業員に対する研修を実施する（年 1 回以上）

3 虐待等に対する相談窓口の設置

4 虐待防止指針に基づいて適切な対応をする

(身体拘束の禁止)

第 13 条 利用者又は利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

2 身体拘束を行う場合には、態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(相談・苦情対応)

第 14 条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(事故処理)

第 15 条 事業所は、指定訪問看護の提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市

町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、社会的使命を充分認識し、職員の資質向上を図るために次に掲げる研修の機会を設け、また、業務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。退職後も同様とする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保管するものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人好寿会と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規定は、平成29年7月1日から施行する。

2025年5月1日改訂